

社保研究部  
だより

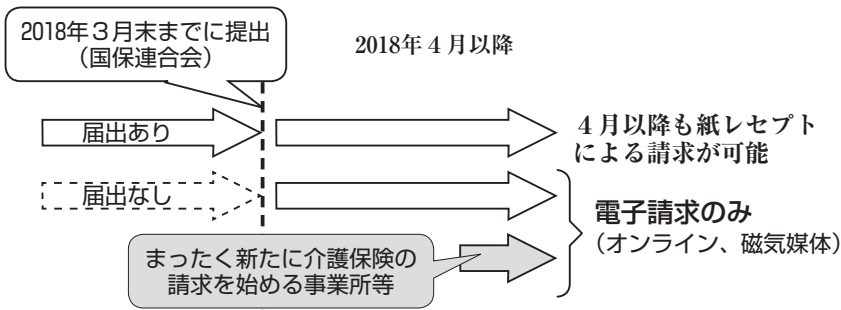
## 介護報酬は紙レセ請求も可能

医療保険の電子請求義務化に続き、介護保険も2018年4月から「介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令」によって電子媒体での請求が義務化される。当面する訪問診療の予定がない新規開業予定者や、廃業を予定している高齢の先生方から「介護保険も電子請求が義務化されるが、介護保険対応のレセコンを購入しなければいけないのか」との声が寄せられている。

歯科医療機関のように居宅療養管理指導費のみを算定する介護保険事業所は、2018年3月末までに国保連合会に届出すれば紙媒体での請求が引き続き認められる(図1)。

また、電子媒体で請求する場合でも、歯科医師および歯科衛生士の居宅療養管理指導費、介護予防居宅療養管理指導費しか算定しない場合には、国保連合会が無料で提供している「介護電子媒体化ソフト」が使えるので、医療保険用のレセコンに介護保険用のオプションをつける必要はない。下記からダウンロードできる([http://www.osakakokuhoren.jp/index\\_kh/densisoft/](http://www.osakakokuhoren.jp/index_kh/densisoft/))。

図1 電子請求、紙レセプトの請求可否(2018年4月以降)



### ○2018年4月以降の帳票(紙)による請求の取扱い

条件が下記の①～③に該当すれば、2018年4月以降も紙による請求が可能になる。歯科医療機関は①の届けをすればよい。様式については国保連合会にお問い合わせいただきたい。

## 支払基金が公表した審査情報提供事例

支払基金本部が、歯科診療に関する2項目の審査事例を8月31日付で下記のとおり公表した。項目の冒頭にある数字は、2011年9月26日から公表されてきた連番を表している。

### 37 時間外緊急院内画像診断加算

原則として、歯科診療において緊急に画像診断を行う必要があって、処置、手術の実施がなく、点滴注射が実施されている場合における時間外緊急院内画像診断加算の算定を認める。

#### 【理由】

保険医療機関が表示する診療時間以外の時間、休日又は深夜に入院中の患者以外の患者に対して、緊急に画像診断を行う必要性を認め画像撮影及び診断を実施し、当該診断の結果、点滴注射のみを実施する場合があるものと考えられる。

### 38 う蝕歯インレー修復形成②

原則として、印象採得を算定し咬合採得の算定がないう蝕歯インレー修復形成の算定を認める。

#### 【理由】

一般的には、う蝕歯インレー修復形成を行う場合は咬合採得が必要となるが、対合歯が存在しない等、咬合状態により印象採得後、咬合採得を必要とせずインレー修復による治療が可能となる場合もあると考えられる。

## 9月30日で廃止となる経過措置医薬品

下表の経過措置医薬品は、医薬品は商品名の変更などで製造・販売が中止されており、2015年10月1日から保険算定できないのでご留意いただきたい。

### 歯科疾患に適用がある主な医薬品と変更後の名称

	経過措置医薬品	名称変更後の現行品
内用	ザトフェロン錠80	→ ザルトプロフェン錠80mg「サワイ」
	セフカベンピボキシル塩酸塩錠75mg「マイラン」	→ セフカベンピボキシル塩酸塩錠75mg「ファイザー」
	セフカベンピボキシル塩酸塩錠100mg「マイラン」	→ セフカベンピボキシル塩酸塩錠100mg「ファイザー」
	セフジニルカプセル50mg「マイラン」	→ セフジニルカプセル50mg「ファイザー」
	セフジニルカプセル100mg「マイラン」	→ セフジニルカプセル100mg「ファイザー」
	ワイドシリン細粒100	→ ワイドシリン細粒10%
外用	ワイドシリン細粒200	→ ワイドシリン細粒20%
	アラージェR軟膏3%	→ ビダラピン軟膏3%「SW」
	イワザック軟膏3%	→ ペンダザック軟膏3%「イワキ」

- ① 下記イ～ニに該当し、2018年3月末までに国保連合会に届出を行った事業所
  - イ 支給限度額管理が不要なサービス(居宅療養管理指導等)一種類のみ
  - ロ 支給限度額管理が必要なサービス一種類のみ
  - ハ 50床未満の特養及び50床未満の老健施設
  - ニ 上記イ～ハの組み合わせ

⇒届出様式は「請求省令附則第二条による免除届出書」(図2)

- ② 2018年3月末時点で、従事者がいずれも65歳以上の事業所で2018年3月末までに国保連合会に届出を行った事業所(その後65歳未満の従事者を雇用した場合は、翌々月から電子請求)

⇒届出様式は「請求省令附則第三条第二項又は第三項による免除(非該当)届出書」(図略)

- ③ 改築工事や通信設備等に障害が発生する等、一時的に電子請求が困難な場合

⇒届出様式は「請求省令附則第二条による免除届出書」(図略)

図2

**請求省令附則第二条による免除届出書**

「介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令」附則第2条第2項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

附則第2条第2項

請求省令附則第2条第1項(※)の規定による届出を行おうとする請求事業者は、平成30年3月31日までに、届け出るものとする。

※ 電子情報処理組織又は磁気テープ、フレキシブルディスク若しくは光ディスクによる請求を行うことが特に困難と認められるもの(表中⑦及び裏面参照)であって、その旨を審査支払機関に届け出たものは、書面による請求を行うことができる。

平成 年 月 日

開設者  
(審査支払機関名) 御中 所在地(住所)  
名称及び代表者名(氏名) 印

① 介護保険事業者番号			
② 事業所名称	フリガナ		
③ 郵便番号	-	④ 電話番号	
⑤ 事業所所在地			
⑥ サービスの種類			
⑦ 届出事由	※該当する項目の太枠に○をつけてください。		
イ	支給限度額管理が不要なサービス(居宅療養管理指導、特定施設入居者生活介護(短期利用以外)、認知症対応型共同生活介護(短期利用以外)、地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用以外)、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護予防居宅療養管理指導、介護予防特定施設入居者生活介護(短期利用以外)及び介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用以外)一種類のみを行うサービス事業所		
ロ	支給限度額管理が必要なサービス、居宅介護支援若しくは介護予防支援又は総合事業(以下単に「支給限度額管理が必要なサービス」という。)一種類のみを行うサービス事業所		
ハ	支給限度額管理が不要なサービス一種類及び支給限度額管理が必要なサービス一種類を行うサービス事業所		
ニ	施設サービス(介護福祉施設サービス及び介護保健施設サービス)のみを行う50床未満の介護保険施設		
ホ	施設サービス及び支給限度額管理が不要なサービス一種類を行う50床未満の介護保険施設		
ヘ	施設サービス及び支給限度額管理が必要なサービス一種類を行う50床未満の介護保険施設		
ト	施設サービス、支給限度額管理が不要なサービス一種類及び支給限度額管理が必要なサービス一種類を行う50床未満の介護保険施設		
⑧ 備考	※ 受付印		

【記入に当たっての説明】

- ・ 本届出は、事業所ごとに行うこと。
- ・ ⑦欄は、該当する項目の太枠に○を記入すること。

### 電子情報処理組織又は磁気テープ等による介護給付費等又は総合事業費請求の届出等について (平成12年2月15日/23日介護保険制度施行準備室事務連絡)

1. 介護給付費等又は総合事業費に関する費用の請求
    - (1) 請求事業者は、介護給付費等又は総合事業費に関する費用を請求しようとするときは、審査支払機関に電子情報処理組織によるか、又は磁気テープ、フレキシブルディスク若しくは光ディスク(以下「磁気テープ等」という。)を提出しなければならない。なお、電子情報処理組織による請求をISDNによって行うことができる期間は、平成30年3月31日までとする。
    - (2) 次に掲げる事業所等については、(1)にかかわらず、介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令(平成12年厚生省令第20号。以下「請求省令」という。)に定める帳票を用いて介護給付費等又は総合事業費の請求を行うことができる。
      - ① 電子情報処理組織又は磁気テープ等を用いた請求を行うことが困難と認められる次の事業所等であって、平成30年3月31日までに、その旨を審査支払機関に届け出たもの
        - イ 支給限度額管理が不要なサービス(居宅療養管理指導、特定施設入居者生活介護(短期利用以外)、認知症対応型共同生活介護(短期利用以外)、地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用以外)、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護予防居宅療養管理指導、介護予防特定施設入居者生活介護(短期利用以外)及び介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用以外)をいう。以下同じ。)一種類のみを行うサービス事業所
        - ロ 支給限度額管理が必要なサービス、居宅介護支援若しくは介護予防支援又は総合事業(以下単に「支給限度額管理が必要なサービス」という。)一種類のみを行うサービス事業所
        - ハ 支給限度額管理が不要なサービス一種類及び支給限度額管理が必要なサービス一種類を行うサービス事業所
        - ニ 施設サービス(介護福祉施設サービス及び介護保健施設サービスをいう。以下同じ。)のみを行う50床未満の介護保険施設
        - ホ 施設サービス及び支給限度額管理が不要なサービス一種類を行う50床未満の介護保険施設
        - ヘ 施設サービス及び支給限度額管理が必要なサービス一種類を行う50床未満の介護保険施設
        - ト 施設サービス、支給限度額管理が不要なサービス一種類及び支給限度額管理が必要なサービス一種類を行う50床未満の介護保険施設
- (以下略)